

●事業名  
埼玉県障がい児等療育支援事業  
実施主体  
埼玉県  
対象地区  
鴻巣市・北本市・桶川市

●事業名  
①指定一般相談支援事業  
②特定相談支援事業  
③障がい児相談支援事業  
対象地域  
鴻巣市・北本市

対象者  
・発達の遅れや行動が気になるお子さん、  
その家族  
・知的障がい、身体障がい、精神障がい、  
発達障がいのある方、そのご家族及び関係者  
・保育園、幼稚園、学校、作業所、企業など  
で障がいのある方の指導、援助にあたる方  
など

相談支援体制  
当相談支援事業所は、主任相談支援専門員配置  
加算、行動障害支援体制加算、精神障害者支援  
体制加算、要医療児者支援体制加算を算定して  
います。  
\*対象となる研修を受講した相談支援専門員を  
配置し、強度行動障害、精神障害、医療的ケア  
が必要な方への相談支援体制を整備しておりま  
す。

相談料 無料です。

## 相談時間

月曜日～金曜日  
午前8時30分～午後5時15分

## お休み

毎週土曜日・日曜日・祝日  
年末年始



地域共生プラザびおもす

障がいのことなら  
なんでもご相談  
ください



生活相談支援センター  
しゃろーむ

受託 社会福祉法人一粒  
住所 〒364-0013  
北本市中丸9丁目259  
(地域共生プラザびおもす 3F)  
TEL 048 - 598 - 7099  
FAX 048 - 577 - 5948  
メール [soudan\\_1@hitotubu.or.jp](mailto:soudan_1@hitotubu.or.jp)

## 利用のご案内

①まずはお相談ください  
048-598-7099（しゃろーむ）



介護に疲れた  
発達が心配  
体の調子がおかしい  
等

②相談員（コーディネーター）が  
お話を伺います



相談は無料です。  
個人の秘密は守り  
ます。

③ご本人またはご家族の悩み事、受け  
たいサービスを一緒に考えていきます  
（サービス等利用計画作成）



④さまざまなサービスが受けられる  
ようにお手伝いや療育機関・施設等  
との連絡調整を行います。



主にこのようなお手伝いをさせて  
いただいています。

- ① サービス等利用計画作成
- ② 生活全般に関する各種相談
- ③ 療育相談
- ④ ショートステイ等、各種福祉サービスの利用援助
- ⑤ 福祉に関する情報提供
- ⑥ 専門機関への紹介  
（例：医療機関等）
- ⑦ その他各種相談及び援助等  
（例：就労等）

定期訪問や、情報提供等を行います。  
「継続的に見守りをしていきます」

## こんな悩みはありませんか？

運動やことばの発達に遅れがある。

いつも落ち着きがない。

自閉的な傾向がある。

保育園や学校に行きたがらない。

障害による生活上の不安がある。

福祉サービスを利用したい。  
（施設入所・ショートステイ・  
ホームヘルプサービスなど）

職場での人間関係がうまくいかない。

就労したいが就職先が見つからない。

<その他、何でもご相談ください。>

